

第IV章 総合考察

1. 肢体不自由特別支援学級の現況と課題

本研究では、小・中学校において地域資源を活用した授業改善の在り方を検討するため、肢体不自由特別支援学級に在籍する児童生徒の状況や指導の実態等を把握することを目的とした調査を実施した。

その結果、肢体不自由特別支援学級の実態として、小・中学校に設置されている肢体不自由特別支援学級はほとんどが1学級であり、70%以上の学級で在籍児童生徒数は1人であった。また、学級担任の肢体不自由に係る特別支援教育経験年数は、5年未満が90%を超え、70%以上が特別支援学校教員免許状を所持していないことが示された。これらの結果は、本研究所が平成26年度に実施した前回調査からほとんど変化しておらず、小・中学校において肢体不自由のある児童生徒を担当する教員の専門性の向上が、引き続き課題であることが示されたといえる。

専門性向上のために必要となる研修については、約30%が肢体不自由教育に関する研修の機会がない、とする回答であった。肢体不自由特別支援学級の設置状況から、小・中学校において肢体不自由教育を担う教員については、OJT (On the Job Training) が機能しないことが想定され、研修の在り方を含む専門性向上に資する方策を検討することが必要である。

在籍する児童生徒の学習上又は生活上の困難さの状況については、「運動や教室移動、階段等での困難さ」が最も多く、次いで「筆記以外の標準的な道具・用具の活用困難」、「生活全般において時間がかかる」であった。肢体不自由のある児童生徒は、姿勢や移動、上肢操作などの身体の動きに制約があるため、様々な活動や学習に時間がかかる。このような肢体不自由のある児童生徒の学習上又は生活上の困難さについては、学級担任は実態を正しく捉えていると言えるだろう。一方で、肢体不自由のある児童生徒は、運動面に加えて、脳性疾患に起因する視覚認知の困難さを随伴することが多い。しかし、児童生徒の困難さへの配慮について多くみられた回答は、「教職員間の共通理解や周囲の児童生徒への協力や理解啓発」、「必要に応じて技能教科(体育等)の学習内容の精選や変更・調整」であった。また、教育課程をみると、60%以上の児童生徒は当該学年の教科を中心に学習している。そのため、身体の動きに関する指導だけでなく、視覚認知等の特性を把握し、教科学習に関する対応を検討することも重要になる。しかし、通常の学級においては、肢体不自由児の認知特性を踏まえた学習支援はあまり行われていないとする報告もあり(安藤・渡邊ら、2007)、特別支援学級においても課題となっていることが推察できる。気付きやすい姿勢や動作の不自由に加えて、視覚認知の困難などの特性についての実態把握が重要になると考えられる。

本研究成果報告書においては、肢体不自由特別支援学級担当者に向けて、肢体不自由教育の基礎的・基本的な事項を提供し、日々の指導に生かしていただくために、「肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック」を作成し、巻末に資料として示した。ぜひ活用していただきたい。

2. 特別支援学校のセンター的機能の活用

特別支援学校のセンター的機能については、学校教育法第74条に、「特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

特別支援学校学習指導要領では、「小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。」とされている。また、小学校学習指導要領には、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。」と示されており、小・中学校等に在籍する肢体不自由のある児童生徒の学びを充実させるために重要な役割を担っている。

本研究における調査では、特別支援学校のセンター的機能について、「認識していない」という回答が約15%あり、その活用に関しては、回答のあった半数以上(55.1%)で、活用したことがないという回答であった。この2つの項目は、ともに前回調査を上回る割合であった。肢体不自由特別支援学級担任の非正規雇用者の割合、教職経験年数1年未満の割合がともに前回調査から増えていることから、関係する外部機関等の情報が適切に引き継がれていないことが推察される。

今後活用したい特別支援学校のセンター的機能に係る上位3項目は、「姿勢や身体の動き、運動・体育等に関すること」、「自立活動の指導の実際に関すること」、「肢体不自由のある子どもの理解と対応に関すること」であった。その他にも、進路、病因疾患の理解、実態把握の方法、重複障害の児童生徒への対応、自立活動の指導、運動や体育の指導、教材・教具・補助具、食事、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・助言、が挙げられ、活用のニーズが高いことが示された。

特別支援学校のセンター的機能を活用する際の課題として最も多く指摘されたことは、「活用のための日程調整の難しさ」であった。次いで、「手続きや申請の仕方を知らない」、「手続きが煩雑である」ことであった。これは、前回調査とほぼ同様の結果である。改めて特別支援学校のセンター的機能の理解・啓発を行うとともに、特別支援学校側の人的制約や時間的制約に加えて、依頼のための手続きの仕方を工夫することも課題である。センター的機能を一層推進するためには、例えば、地域支援を専任で行う担当者を配置するなどの体制整備を検討することも必要であると思われる。

3. 地域資源を活用した授業改善の在り方

本研究では、特別支援学校のセンター的機能をはじめとする地域資源を活用した授業改善に係る取組として、7校において事例研究を行った。

以下、主な授業改善に係る取組と、地域資源の果たした役割について整理する。

(1) 個別の指導計画・個別の教育支援計画作成への支援

調査結果からも、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・助言に対するニーズが高いことが示された。事例3及び事例6において、特別支援学校のセンター的機能、及び通級指導担当者による個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成や見直しへの支援に取り組んだ。在籍校との連携によって児童生徒の教育的ニーズを整理し、必要な支援を検討して授業改善につながった。また、合理的配慮をはじめ、学校生活上の配慮事項を記載することにより、校内連携の推進にも役立った。

個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成は、肢体不自由教育の経験の浅い担任では理解や作成が難しいと感じることが多く、校内の特別支援教育コーディネーターも、肢体不自由教育の内容について指導する自信が十分にはない場合が多い。外部機関と連携しながら個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成・修正するプロセスを通して、授業改善につながる可能性があることが示唆される。

(2) 体育科の授業、年間指導計画作成への支援

肢体不自由のある児童生徒の特性として、姿勢や運動・動作の不自由がもたらす困難があり、特に体育の授業に関して悩みを抱えている担任は多い。事例5において、体育科専門の大学教員に助言を得ながら、体育科の目標や内容を踏まえて指導内容を検討し、年間指導計画の作成に取り組んだ。障害者スポーツの種目を参考にしたり、教材・教具について意見交換を行ったりしながら、実際の授業でも取り組み、学級独自のスポーツテスト種目の検討も進めている。また、通常の学級の児童と一緒に取り組める内容についても検討している。

事例5では、大学教員から助言を受けながら取り組んだが、行政の障害者スポーツ担当部署や社会福祉協議会、地域の障害者スポーツ指導者等に助言を得ることも考えられる。

(3) 教育委員会等の研修を授業改善に活かす

事例4は、教育委員会や特別支援学校の研修を授業改善に活かした取組であった。特別支援学級担任は、児童の言語や歩行の不安定さ、ノートテイクにかかる時間の長さ、リコーダーやはさみの操作の難しさ等の学習上、生活上の困難さから、障害特性を踏まえた教科指導等の方法や自立活動の指導に関して課題意識をもっていた。

そこで、特別支援学校のセンター的機能を活用して、実際に児童の様子を観察してもらい、歩行指導や姿勢保持について助言を受け、指導に活かした。また、教育委員会等主催の研修会に参加し、自立活動や肢体不自由の障害特性を踏まえた教材・教具について理解を深め、授業改善に生かした。

研修機会の保障とともに、必要な研修内容が用意されることが必要であり、研修の在り方に関して検討することが課題となる。

（４）支援機器の活用による授業改善

事例５では、小学校入学後に高度な表現が可能な機器の導入が必要となり、本児に適した操作スイッチを開発したことで活動の幅が広がり、授業改善につながった。

操作スイッチの製作を高等専門学校に依頼し、タッチセンサーを用いた本児に適したスイッチが開発された。これにより、自動走査式のコミュニケーションエイドを操作し、活動への参加が促進された。授業では、デジタル化された教科書を読み上げソフトを使って読んだり、カメラアプリのスイッチを押して記録を残したりすることにも活用した。

このようなテクノロジーを活用した支援については、高等専門学校以外にも、工業高校や大学の工学部等と連携することも考えられる。

（５）医療・療育機関と連携した授業改善

肢体不自由のある児童生徒は、就学前から医療や福祉等の様々な機関と関わりがあり、就学後も診察や手術、リハビリテーション等で医療機関とのつながりは継続している場合が多い。医療的ケアや摂食・嚥下に関することなども含め、医療機関との連携は必須である。

事例８は、手術のために一定期間を小学校から特別支援学校に転入した事例である。手術を行った医療機関からの助言等について、特別支援学校から前籍校の小学校に提供した。その際、特別支援学校で取り組んだ指導・支援と併せて、医療機関からの助言を引き継ぐことが重要であるとしている。また、組織間の連携体制の構築や、地域にある医療や福祉の支援リソースへの橋渡しが課題となる。

（６）特別支援学校のセンター的機能を活用した授業改善

事例２、及び事例３において、特別支援学校のセンター的機能を活用した授業改善に取り組んだ。センター的機能として教育相談を行っている特別支援学校は多いが、事例２では、相談内容の傾向を４つに分類している。すなわち、体育の授業参加、書字、道具の使用、摂食である。これらに関する知識は、肢体不自由のある児童生徒を指導する上で必要な知識だと言えるが、前述したように、これらの気付きやすい不自由に加えて、視覚認知の困難などの特性について、情報提供することも重要であると考えられる。

また、事例３のように、ホームページによって研修資料等の公開をしている特別支援学校がある。このような資料を活用して、小・中学校が授業改善に取り組むことも期待され、特別支援学校側も、より積極的な情報発信をしていくことが求められる。

４．今後に向けて

本研究の成果として、特別支援学級の概況（担任や在籍する児童生徒の実態、日々の指導・支援の状況等）に基づき、本研究で提供が必要な情報や事項を把握することができたこと、事例研究については、新型コロナウイルスの影響により、具体的な授業改善まで取

り組めなかった部分もあるが、特別支援学校の他に活用可能な地域資源や授業改善を行う際の視点や方法知の一端を提供することができたことが挙げられる。小・中学校等においては、地域の実情を踏まえた資源の活用を検討し、肢体不自由のある子供の学びの充実に向けて授業改善を進めることが求められる。

一方、課題として、小・中学校の主体的・組織的な取組を目指して、教育委員会や特別支援学校が地域の実情に合わせて地域資源を把握・提供しながら、小・中学校の実践を支える実践的研究が継続して必要である。そして、多様な場で学ぶ肢体不自由のある幼児児童生徒の指導・支援の実際について情報収集しながら、希少障害などにも着目して、その実践を支える研究や情報発信を行うことが挙げられる。

令和3年2月にまとめられたばかりの「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」の中の「小中学校における障害のある子供の学びの充実」において、特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実があげられており、交流及び共同学習について充実を図ることが求められている。本研究では扱うことができなかったが、今後検討が必要である。また、「連続性のある多様な学びの場の整備が進む中で、特別支援学校のセンター的機能を強化していく必要」があると述べられている。教員配置や体制の在り方を含めて、今後さらに検討を進める必要がある。